

## 第71回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成31年2月13日(水) 午後1時30分～午後3時40分

(2) 場所 福島テルサ3階 中会議室(あづま)

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長)、小堀健太、今野泰、齋藤玲子、佐藤初美、新城希子、高野宏之、高嶋亮、橘あすか

#### イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課長、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、出納局入札用度課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席、生涯学習課主幹兼副課長、県中農林事務所森林林業部長、県北建設事務所事業部長、県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、南会津建設事務所専門技術監理員、山口土木事務所長、いわき建設事務所事業部長、いわき建設事務所主幹兼専門技術管理員、県中地方振興局出納室長、南会津地方振興局出納副室長兼出納課長、いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成30年4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成30年8月～12月分)

ウ 平成30年度下請状況実地調査結果について

エ 総合評価「復旧型」の運用状況について

##### (2) 審議事項

ア 平成31年度入札制度の改正点について

イ 抽出案件について

##### (3) 各委員の意見交換

##### (4) その他

#### 3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第71回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、島田委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

### 【伊藤委員長】

これより議事に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項4件、審議事項2件ですが、公開で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

### 【伊藤委員長】

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成30年4月～11月分）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

### 【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

### 【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。次に移ります。

報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成30年8月～12月分）」です。事務局から説明をお願いします。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

報告事項ウ「平成30年度下請状況実地調査結果について」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

（「資料3」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【新城委員】**

下請について調べていただき、ありがとうございました。

調査内容に賃金支払状況とありますが、調査結果には出てきていないようですが、それはどのような感じだったのでしょうか。

それと、不適事項がないというのは良かったと思うのですが、それが適正であることとイコールではないと思います。外注率が多いということですが、どのくらいの下請にお願いして、下請代金自体が適正なのかという調査は行っていないのでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

支払関係ですが、建設業法で支払いに関する色々な決まりがありまして、例えば、出来高払いや工事完成後の支払いについては1か月以内でできる限り短い期間に支払わなければいけないであるとか、工事が完成した場合には20日以内に検査を行った後50日以内に支払うといった規定があるわけですが、それらについて契約書にしっかりと書かれていて、契約書の記載どおりの支払いがなされていることを確認しました。

下請比率については、例えば、資料3の2ページの工事1については外注率が70.6%、3ページの工事2については外注率が24.7%ですが工事の主たる部分を元請から下請D者に発注したということで選んだものであり、工事3については84.5%といった率となっています。

契約書や支払関係については書類で調べておりまして、賃金支払状況ですと賃金支払台帳で確認しまして、不適正なものは確認されませんでした。

**【新城委員】**

2ページで下請B者ともう1者ありますが、この2者で外注率70.6%ということでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

外注率については、B者ともう1者合わせて70.6%となっております。

**【新城委員】**

例えば、何か安全施設や鉄筋を施工したものを、元請会社がきちんと確認して支払いをするということですね。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

下請が施工した工事については、元請がしっかり検査をして完了したことを確認した上で支払うことになっておりますので、しっかりと検査確認をして支払をしていると考えております。

**【新城委員】**

前回下請の方の色々なお話を伺ったので何度も質問させていただいて申し訳ないのですが、そこまで踏み込めないのかもしれませんが、下請代金については、このくらいで適正かということも確認するのですか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

下請代金自体が適正かどうかということまではなかなか踏み込めないところですが、元下間で契約する場合には、下請の方から工事を請け負うに当たって見積書を出して、元請の合意の下で契約がなされますので、適正な契約がなされていると考えています。

**【伊藤委員長】**

前回の意見聴取で専門工事業団体連合会の方がこれまでと同じような質問を今年もされて、その後、入札監理課で実際に聴き取りをしたと聞いたのですが、どのような内容だったの分かれば教えていただけますか。

**【入札監理課長】**

私の方で会長さんの所に行って、実際の状況把握ということで確認させていただきました。法定福利費の外書き表示については、公共発注工事でない民間工事で、きちんと明示されていない事例が見受けられました。当然、公共関係の工事はきちんとやっているということですが、民間から受注したものは外書き表示がされていないということで、県の方で色々と工夫してやっているのは分かっているので、是非もっと広めていってほしいというお話をいただいております。

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。誤解は解けたと理解してよろしいのでしょうか。

**【入札監理課長】**

その場では、実態は民間ではこういうものもあるのだということを理解してさらに取り組んでもらいたい、今回示した県の取組については大変ありがたいということで会員に周知させてもらうというお話をいただいたところです。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。

次は、報告事項エ「総合評価復旧型の運用状況について」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料4」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。

次は、審議事項ア「平成31年度入札制度の改正点について」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

（「資料5」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【高島委員】**

資料5、特に1番目の所在地の配点の見直しについては、早速の対応といたしますか、去年あたり話が出ていて、すぐ、いい形で出ていると思います。やはり、本店と支店と営業所を分けるべきという声も多かったですから、これはいい見直しだと思います。

また、資料4で復旧型の運用状況が出ていまして、こちらも配点を考えてシミュレーションを出されたというお話でしたが、昨年の春に出ていた低入札調査基準価格を上回って応札した場合に7点加点というのがありました。あちらの方の検証等はその後どうなっていますか。

**【入札監理課長】**

我々の方も検証をしております。前回の意見聴取の際も国等でやっている、7点ではなく金額に応じて段階的に10点、15点といったような話があったのですが、我々の現在の検証では、最低制限価格と調査基準価格のスケールメリットを考慮した決定方法と合わせれば、7点で目的は十分達成できているとみております。

**【高島委員】**

地域密着型や特別簡易型で配点を上げてほしいという声はまだ聞こえてくるので、一応お話をしておきます。

#### 【伊藤委員長】

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

次は、審議事項イ「抽出案件について」です。テーマは、「応札のなかった案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いいたします。橘委員、小堀委員の順番でお願いいたします。

#### 【橘委員】

案件番号1（整理番号2）、案件番号3（整理番号46）、案件番号4（整理番号56）を抽出させていただきました。

まず、案件番号1（整理番号2）と案件番号3（整理番号46）は同じ理由なのですが、応札者がいなかったということですが、両方ともそれ程難しくない工事です。特に案件番号2の方は、アクアマリンふくしまのトイレの改修、天井の改修、取水棟の高潮対策ということで、格付要件A、地域要件が県内ということなのですが、いわき建設事務所管内の建築工事登録業者格付で等級Aの5者から聞き取り調査をしたところ、疑義が生じたので応札しなかったということですが、それに対して、聞き取り調査を実施した業者へは疑義が生じた場合には質問回答の形式で公表する旨を伝えて再度公告を実施したとあります。業者さんはこういったことができることは分かっていると思いますが、その上で何故応札しなかったのかという本質的なところ、それは施工時期ではないかと思ったのですが、業務が立て込んでいて技術者を配置できないので対応できないと。こういった案件が全体の案件の中で多いと思います。そうすると、課題は次年度以降発注時期をどう工夫していくか又は格付をどう工夫していくかということで、簡易工事であるにもかかわらず応札者がいなかったという理由から、この2件は選ばせていただいております。

続きまして、案件番号4（整理番号56）が、私が優先順位1番で抽出したものになるのですが、これは問題が他にも色々出て来るのではないかと考えています。平成29年7月の豪雨災害による護岸被害に対する緊急工事だと思いますが、南会津エリアの格付等級Aの業者が13者あったにもかかわらず応札者がいなかった。金額も3億円未満ということで、緊急の案件でありますが大赤字になる程の金額でもないと思いますが、この緊急の案件が地元の業者でできないというところが私は非常に重要だと思っています。業務が立て込んでいるなら重々分かりますが、同一エリアの同種事業者の業界で緊急の対策を取らなければいけないときには、土木事業以外の業界ですと今持っている業務をある程度見直して、勿論談合ということではなくて、この緊急の案件にどのように対応するのかというような働き掛けが一定程度ある業界もあるのではないかと考えています。そういったことにもかかわらず、このエリアの工事に関しては、緊急の案件にもかかわらず、護岸被害を急いで直さなければいけないにもかかわらず、応札者がいないという環境が、こういう案件がどんどん発生してしまうと県側も大変かと思えますし、請ける

側も土木業界も、表現が難しいですが、関係性の上でもなかなか問題ではないかと思えます。仮に配置技術者がいないということでどの業者も請けられないということが本当の実態であるならば、今後こういった緊急対策の案件が出た場合に、激甚になるような災害が発生した場合に、技術者がいないので対応できないでは済まされないと思えます。そういったことに対してもどうやって対応していくのか、最初から格付要件を広げれば良い問題だったのか、その辺りをどうしていくのかといったところが含まれている案件ではないのかと思ひまして抽出をさせていただきました。

#### 【小堀委員】

私の方は、残りの2つ、案件番号2（整理番号16）と案件番号5（整理番号93）を抽出させていただきました。

案件番号2（整理番号16）の方ですが、抽出に当たって予めいただいていた資料6-1を概観したときに、応札なしの理由を確認する中で、多くの案件に入札公告の不知というのが見受けられました。分からなかったということではないかと単純に読み取る中で、それが応札なしの理由になってしまっているのはなかなか勿体ないなという印象もあって、具体的にどういったケースが入札告知の不知というところに結びついているのか、あるいは、入札公告の不知のほか入札公告閲覧の遅延というのが応札なしの原因・理由に記載されておりまして、その辺りも含めてどのようなケースで入札公告の不知あるいは入札公告閲覧の遅延につながりやすいのかを確認したいと思ひ抽出させていただきました。

もう1つが案件番号5（整理番号93）になりまして、この案件のことだけで抽出したわけではないのですが、初度の入札における応札なしの原因・理由で、今回の対策工法では手間が掛かるということで、その対策として設計内容を見直して契約に至ったと読み取りました。他の案件も概観する中で業者さんとのコミュニケーションによって前向きな対応がなされたのだと推察されたのですが、その中で近場の業者さん5者に聞き取りを行ったケースであったり、管内の該当する入札参加資格を持つすべての業者さんにアンケートを実施するというケースがあったりして、どういったときに聞き取りといった手法を使うのか、どういったときにアンケート調査といった手法を使うのか、その辺りの業者さんとのコミュニケーションの取り方の部分がどうなっているのか気になったので抽出させていただきました。

併せて、先程の橋委員の説明と重複する部分があるかもしれませんが、そういった聞き取りやアンケートの結果によって設計を見直して再発注したあるいは、発注時期を見直して発注した、発注ロットを見直した等、色々な選択肢が記載されていたので、どういった選択肢を発注側の担当者が選択するのかについてのルールやその辺りも含めた業者さんとのコミュニケーションの取り方のルールや業者さんの声を踏まえて発注の見直しをかけていく判断のルールのようなものがあれば、参考にさせていただきたいと思ひ抽出させていただきました。

#### 【伊藤委員長】

ありがとうございます。

それでは、案件番号1、生涯学習課の案件について説明をお願いいたします。

**【生涯学習課】**

（「資料6」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【橋委員】**

本質的な問題がどこだったかというところが非常に気になります。疑義が本当にあったのかどうか、施工時期としては単純にこの時期が忙しくて応札できなかったのではないかと思うのですが、聞き取りした時に疑義があったと出ているので、疑義がどの辺りだったのか、もし聞いていれば教えていただけますか。

**【生涯学習課】**

疑義の内容というのは、資材や廃材の搬入搬出に関する確認でございました。アクアマリンふくしまは御存知のとおり水族館でして、年中無休で営業してございます。ですので、工事に入った場合、時間上の制約があるということで作業時間が制限された場合にどうすればよいのかという質問でございました。

**【橋委員】**

もしそれが本質的な疑義であれば、搬入の時間等を工夫するとか資材についてある程度ヒアリングしてその資材で対応するとかして業者さんは対応できると思うのですが、その辺りの本質的な課題が私にはよく分からないのですが、仮に施工時期についてこの時期が忙しくて対応できない、かつこの金額ではこの時期にさらに社員さん達に無理を言って、例えば搬入の時間を遅くするといったことまでして請け負わなくてもよい案件だから応札がなかったとすれば、こういった案件を次年度以降どの時期に発注するのかについて検討していただきたいというところでした。

**【伊藤委員長】**

なかなか難しい話です。大きな話としては、こういった応札者なしといったことが起こるのは、発注者側に問題があったのか、業者側の事情なのか、あるいは構造的に何か問題があるのか、例えば、浜通りですとまだ県の工事もあって人手不足もあるかもしれないですし、もう1つは資材の搬入の問題ですと働き方改革の問題が今回の案件に関わっているのか否かというところも知りたいとも思います。疑義は解消されて2回目の入札をやって1者だけということなのか、その辺の経緯というか事情を教えてくださいませんか。

**【生涯学習課】**



再度公告をいたしまして、その結果、1者から質問が出されまして、それがやはり施工上の細かい内容だったものですから、それに対して回答いたしまして、1者応札で入札が行われたということでございます。

【伊藤委員長】

その疑義は解消されたという理解でよろしいのでしょうか。

【生涯学習課】

はい、質問に対する回答をもちまして、質問者の疑義は解消されたと考えております。

【伊藤委員長】

そのとき業者は働き方改革の問題など、要するに、時間外労働や超勤がどうだなどの話はありましたか。

【生涯学習課】

特にそれは聞いておりません。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは、また後でも結構ですので、次へ進みます。

案件番号2、県中農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県中農林事務所】

(「資料6」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

冒頭の抽出理由で申し上げたところと絡んできますし、この案件の御説明ではないかもしれませんが、今のお話のとおり公告の閲覧遅延や未閲覧が5者という辺りを踏まえたときに、改めてそこにアンケートで情報出しをしていくのであれば、予め入札参加資格者や受注実績がある方に対して、何か公告の情報というのをお伝えすれば、こういったことにはならないのではないかという、シンプルな、素人的な発想かもしれませんが、その辺はルールの問題になってしまうとも思うので、すぐにできる、できないという話にはならないかもしれませんが、こういった公告がある入札があるとういことを予め伝えていくことで、見ることができなかった、知らずに見なかったということは発生しにくくなるのではないかと思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

### 【県中農林事務所】

県でホームページに工事の発注見通しを公表しているところでございますが、それでもなかなか見ていただけない状況もあろうかと思っております。私も森林土木につきましては、森林土木関係の業者さんで集まり等を持つこともございますので、そういった席にお声掛けしていただけるような機会があれば、県の公表している工事の発注見通しのコピーを持って行ってお配りをして、今後このような工事が発注見通しとして出ていますので御覧くださいといったアナウンスをしている場合もございます。そのように色々な機会を捉えながら、タイミングもございますが、関係業者さんの方に、このような形でいつ頃発注されるといった情報提供にも取り組んでいるところです。

### 【小堀委員】

資料6-1でいくと結構な数の公告不知というものがありましたが、色々な工夫をされて改善してこられた結果として、これが以前に比べれば少なくなってきていて、いずれ解消されるイメージが描けるのか、あるいは抜本的に仕組みそのものを見直していかないと、なかなか現場レベルでの改善の工夫ではそれを理由としては応札なしというのはなかなか解消しないのか、その辺りが少し課題ではないかと感じたところでした。

### 【伊藤委員長】

閲覧が遅れたとか見なかったというのは、工事をほしくてしょうがない業者にはあり得ませんよね。ということは、そうではないということなのでしょう、状況として。だから、このような返答をしているということですよ。だからたぶん、いかに周知するのかということも重要なのですが、それだけで済む話ではなくて、やはり構造的な問題として、まだ状況としてなかなか公共工事に手を出す状況ではないという業者さんが結構いるということなのではないかと思えます。今、業界の方に色々予定をお示しするか、場合によってはこちらから能動的に入札に応じる可能性のある業界、業者さんに定期的にメールを送るとか、色々な工夫はあり得るかと思えます。ただ、それをやったからといって、状況が改善されないもしれませんが、やるべきことは工夫して考えていただきたいとは思っています。

### 【新城委員】

入札日というのはまちまちのようですけれども、そうなのでしょうか。そして、応札するのに期間はどのくらいであるのか、そして応札するときにある程度の書類等が必要なのか、どうですか。

### 【入札監理課主幹】

まず、入札日がまちまちなのかということですが、土木部、農林水産部の工事につきましては、出先の出納室で入札手続きを行いますので、各出納室で毎週火曜日などと、だいたい地区ごとに決まっています。そして、公告閲覧期間というのが5千万円未満ですと12日以上、5千万以上ですと17日間以上を設けております。ただ、ホームページにアップするときには各出納室で工夫して、何件の工事がアップされましたという案

内をホームページの頭に出してくれるのですが、十何件も一度に出る時期もありますのでそれを1つ1つ見ていただけるかは課題です。

**【新城委員】**

応札するときに、ただ応札するだけではなく、ある程度の書類等を添付する必要があるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

応札するときには期限までに入札参加申込みということで、土木部、農林水産部、県警本部は電子入札ですので、電子入札システムで参加申込みをすれば大丈夫ということになっております。電子入札ではない場合は期日までに郵送で書類を送ることになっております。

**【新城委員】**

そうしますと、申込みだけでよいということですね。その後に資料を提出するということですね。

**【入札監理課主幹】**

条件付一般競争入札の価格競争ですと申込みだけなのですが、総合評価方式ですと技術提案書等も一緒に出していただくことになりまして、入札書提出期日にシステム上で入札金額を入力することになります。

**【新城委員】**

皆さんお仕事がほしいと言っている割には入札公告不知が多いのはどうしてなのかと私も思っておりましたので、入札に参加する際の準備、書類提出等が難しいのではないかと思いますので質問させていただきました。

**【今野委員】**

委員長がおっしゃるように、それだけの需要があるわけですから、当然、そういった企業さんは応札するわけで、先程の入札の内容についての様々なアプローチ、こういったものを広く理解されるようにということがあったわけですがけれども、例えば、そういった中で、入札制度そのものというものは透明性、公正性、平等だと思います。県の入札件数もこれだけ多くありますし、例えば、領域をどこまでやるのか、どういう手法でやるのか、こういった平等性を確保しつつある一定の理解をしてもらうのか、取り方によっては特定の業者にだけ手厚くということがあってはならないでしょうし、公告であれば閲覧しないのが結果として悪いわけですから、それも1つの手法なのでしょうが、そういったことも踏まえた上でのアプローチの方法を考えていってほしいと思いました。

**【伊藤委員長】**

基本はホームページに載っているのを見ていただくということですよ。それをきちんと見ていただくためにどういった工夫が有り得るのかということだと思っています。勿論、特定の業者だけに情報を渡すということはないと思うのですが、だからといって全ての業者に伝えたら、それはどれだけ意味があることになるのかということにもなりかねませんので、公平性も考慮しながら工夫をしていただきたいと思います。

**【伊藤委員長】**

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号3、県北建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【県北建設事務所】**

(「資料6」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

随意契約に切り替えたわけですが、その時には技術者が足りないという問題は解決されているのですか。

**【県北建設事務所】**

電話で各社に聞き取りをした中で、業者によってはもう少し経てば技術者が確保できるといった回答もありましたので、その辺りを踏まえて随意契約に切り替えれば応札してくれる業者もいるのではないかと思い、随意契約に移行しました。

**【橋委員】**

この案件に限らず技術者不足で応札できない繁忙の業者さんが非常に増えていると思うのですが、やはりそういった場合の慢性的な技術者不足の原因というのは、業者さんに聞かないとやはり分からないのか、県のデータベースで発注者側が分かるような仕組みがあるのか、この問題はある程度どの事業にも言えることだと思います、応札者がない場合は。でも、そういったことを考えると、毎回応札者がいないので次の手段でやるというよりは、どれくらい業務過多で本当にもうできない状況なのかというのが一発で分かる仕組みがあるのかどうか、もしその辺り分かるのであればお伺いさせていただければと思います。

**【土木部次長】**

定量的に技術者がどのくらいいて、主任技術者や監理技術者がどのくらい張り付いているのか把握するのは可能だとは思いますが、どこの会社には何人いて、今この工事に何人張り付いているので、いつまでは空きませんということ把握するのは可能です。た

だ、そこを押さえなければ請けてくれるかというところではなく、我々は四半期ごとの発注見通しを出しているわけですが、そうしますと、この工事に技術者を当てるよりもあちらの工事に当てた方がいいという判断も出て来るわけです。今回の工事は技術者不足の中でも技術者がいないという意味で不足なのか、当てたくないという意味で不足なのかは、客観的な数字だけでは掴みきれないというところもありますので、一発で応札というのは難しいと思います。

**【伊藤委員長】**

方便ではないですけれども、アンケートや聞き取りされたならば技術者不足と答えておくということもなきにしもあらずということですね。

**【伊藤委員長】**

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号4、山口土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【山口土木事務所】**

（「資料6」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【橋委員】**

今回この案件が応札者なしということでしたが、山口土木事務所と南会津建設事務所のエリアにおいて、どういう案件で応札者がいないという傾向がこの何年かで結構あるものなのかについて、お伺いしてもよろしいですか。

**【山口土木事務所】**

山口土木事務所管内では、平成29年7月、先程説明したところですが、管内だけでも70箇所を超える災害がございました。そうした理由により、各会社とも工事を請け負っていただいているのですが、技術者が不足していたものと考えられます。応札がない案件につきましては、災害復旧工事のほか、通常の維持管理的工事も若干数出ている状況でございます。

**【橋委員】**

私のうがった見方かもしれませんが、先程新城委員からも仕事がほしいほしいと言いながら公告を見ていないということがあるのですが、やはり仕事がほしいほしいと地元の業界の業者さんも言っていると思いますし、色々な陳情も出していると思います。そして、それに対して県の方も対応していると。緊急のこういった工事であれば地元の業者でなんとか連携してどこか受注できなかったのだろうかという、地元の業者側へのもの

う少し工夫して受注できるような体制づくりというのを、昔はそういうことが結構多かったと思うのですが、もしそういうところが破綻してきているようなエリアが出てきているとすれば、それを入札制度の仕組みに反映させるのは難しいですけれども、そういった所の対応も必要になってきているのではないかという気がいたしました。エリア内で同業界、同業者の業界がしっかりと受注するような意識、入札制度とは程遠いですが、そういった意識改革といったところが破綻してくる虞がある中で、どのように工夫していくのかは非常に大きな問題ではないかと感じております。

併せて緊急対策に関しては応札者がいない場合に、これは今度発注者側の問題だと思うのですが、ある程度人員不足などの状況が分かる中で緊急の対策で対応しなければいけない案件が出て来る場合には、どういう風に発注を工夫していくのかというのもまた1つ問題ではないかと感じましたので、非常に難しい問題ではありますが、今後検討の余地があると思われましたので意見させていただきました。

#### 【高島委員】

今の橘委員の意見に加えてなのですが、昨年から地域密着型が新設されて間違いなく地元の業者の受注機会は確保されているのだと思います。ただどうしても依然として、地域によってまだ偏りがあるという声が入ってきます。この間も聞いたのですが、建設業協会さんの会員さんで3割くらいまだ県発注工事の受注がゼロという方がいらっしゃる。今日も応札者ゼロの案件が出ていますが、今の話があったように、何かはまだ必要なのではないのか、その辺りについて県さんの御意見を聞きたいと思われました。

#### 【入札監理課長】

今年度、地域密着型ということで地元の業者に落ちるという目的は、ある程度達成できたものと思っていますが、やはり受注業者の固定化という部分については、我々の方も分析している結果では2から3者の特定の業者に固定してしまうという傾向があることは問題点として捉えております。

それに対してどのような方策でもって対応できるのかということも、他県で一抜方式といったものを行っているという話を聞いたり、工事成績点関係が一番ネックになっているということも十分認識していますので、国の方でも始めましたチャレンジ型ということで工事成績については金額の低いものは問わないとか、そういったものについても解消策の1つとして、今現在、固定化を解消するために、うちの県で行っている総合評価方式の中で何が1番効果があるのかを検討しているところでして、それについてもある程度方向性が見えたら改善していきたいと思われているところであります。

#### 【伊藤委員長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号5、いわき建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

#### 【いわき建設事務所】

(「資料6」により説明)

### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

### 【小堀委員】

先程冒頭で抽出理由の説明の時に触れた部分にあたるのですが、この案件がどうこうというわけではないのですが、色々と全体を読み比べていく中で、93番の案件の応札者がいなかった分析の中で、施工箇所周辺の5者に対して聞き取りというところが、他の案件では入札の可能性のあるような方を対象としてアンケート調査と書かれていた案件があり、それと比べるとややアバウトな記載ぶりという印象を受けましたので、この案件を抽出させていただいたのですが、先程の公平性という要件などと少し重なってくるかもしれませんが、例えば、聞き取りの中でA者さんはこういったことが今回応札できなかった理由です、B者さんが応札できなかったのはこういう理由です、C者さんはまた別の理由ですといったときに、それを踏まえて何を見直して発注するのかといったときに、場合によってはA者さんとB者さんで求めている内容が違ったときにA者さん寄りの対応をしてしまう必要があるのか、B者さん寄りの対応をしてしまう必要があるのか、現場レベルでのやり方を否定しているわけではないのですが、見方によっては聞き取り調査の内容というものが口頭でのやりとりが基本になるかと思しますので、その口頭でのやりとりに対して打つ手を考え打っていくというときに、見方によってはどこかに寄ったような入札の見直しを取ったという位置付けをされてしまうのではないかとといった印象を感じたもので、そうしたところを背景にアンケート調査ですと書面でやっているという印象がありまして、それだとどういった業者がどういった回答をして、それを部内なのか担当者なのか、どういった分析をして、あるいはこういった見直しをかけることが妥当だと判断して、それを上席の方が決裁されるということがスムーズに理解しやすかったのですが、電話でのこうした聞き取りを否定するわけではないのですが、何が今回電話での聞き取りで行きましようということになったり、アンケートでしっかり書面を通じて原因を探っていきましようという判断をされたり、全体を読み比べていくと対応が本当にそれぞれだという印象がありましたので、担当の方が判断を迷われてしまうことにつながりかねないということも含めて、聞き取りの対象はこういった方々にしよう、聞き取りの方法は電話なのかアンケートなのか代替案なのか、そこに出てきた声を誰がどのように分析して見直しの手法を考えていくのか、その辺り何かルール化されているものがあれば、教えていただければと思ひまして抽出したところです。

### 【入札監理課主幹】

ルールにつきましては入札契約事務の手引きの方で入札不調の場合の対応ということで書いてあるのは、必要に応じてアンケート調査等により原因を究明し、見直し等を行う必要があるか再度公告するか検討しますということだけで、それ以上深いルールは決めていないのですが、取れる可能性のある会社について広く聞きたいということであればアンケートなのでしょうが、今回の工事のようなある程度特殊な工事や規模が大きい

などで、ある程度業者数が限られる場合、あるいは深く事情を聞きたいという場合には聞き取り調査を行っている発注者も見受けられます。やはり、アンケート調査ですと、先程土木部次長からありましたが、単に技術者がいないという回答だけの場合があります。その技術者がいないというのは本当に技術者がいないのか、この工事だと利益が上がらないから敬遠しているのか、そこまで分からないところがありますので、震災後かなり不調案件がある中で発注者の方で色々と内容を見て対応を選んでいる状況です。

それと、業者からの意見でどれを採るかは、どれが経済的で一般的に納得できるのかということで工法の変更はしているものと思われま

#### 【齋藤委員】

専門的なことが分かりませんので教えていただきたいのですが、特殊又は技術的難易度が高い工事でないということで、この現場打撃工というものは手間が掛かるなど施工条件が悪いということですが、別な工法の現場吹付法打撃工でもよいということですが、例えば、本当であったら現場打撃工が1番よいのだけれど、やむを得ないので次善の策として現場吹付法打撃工を選択したということなんでしょうか。それとも、これは本当にどちらでもよいということなんでしょうか。安全性や品質性で本質的な問題というものは全くなかったのでしょうか。

#### 【いわき建設事務所】

今回の工事につきまして現場打撃工と現場吹付法打撃工がございますが、まず、打撃工というのは斜面にコンクリートの打撃工を作って斜面の安定を図る工法でございます。現場打撃工は型枠を設置してコンクリートを打設する工法でございます。こちらの工法は斜面の角度が50度程度以下、法長が10メートル程度以下の比較的緩い斜面に採用される工法でございます。もう1つの後から採用しました現場吹付法打撃工でございますが、斜面に金網製の型枠を設置しまして、それに法面にぶら下がってコンクリートを吹き付ける工法でございます。先程の現場打撃工よりも急な斜面や凸凹のある斜面、高い斜面等でも施工が可能な工法となっております。

今回の工事箇所につきましては現場打撃工の上限近くの45度、法長10メートル程度の斜面でしたので、型枠を作り配置してコンクリートを打設する工法では少し手間が掛かるという意見が出されたところです。当初から現場吹付法打撃工を採用しなかったのかということですが、設計時の工法比較の結果、現場打撃工の方が経済性で優位となりましたので、当初はそちらを採用したところでございます。

しかしながら今回、入札不調という結果になりまして、聞き取り調査をした結果、現場打撃工では手間が掛かるという回答でございましたので、斜面の安全を1日も早く確保する必要があるということと施工性や施工期間等を総合的に判断し現場吹付法打撃工に変更したところでございます。

#### 【齋藤委員】

安全性などについては問題ないのでしょうか。



**【伊藤委員長】**

そうですね。強度はどちらがあるとかないとかについてはどうでしょうか。

**【いわき建設事務所】**

基本的に構造物自体は同じで、材料や施工方法が若干違うということでございます。

**【佐藤委員】**

入札の仕組み一般についての質問ですが、例えば、設計図書等の閲覧者数はホームページ上に表示されるようになっていのでしょうか。応札する方にとっては、ある程度意味のある数字ではないのかと思ひまして、質問させていただきました。

**【入札監理課主幹】**

ホームページ上の電子閲覧では閲覧者数を表示する機能はありませんので分かりません。郵便入札で紙の設計図書を閲覧に来る場合は、名前を書いてもらうので発注者側は分かりますが、他の応札者は分からない仕組みになっておりますので、応札者は何人閲覧しているのか分からない仕組みになっております。

**【伊藤委員長】**

ホームページ上では発注者側も何人閲覧したか分からないということですね。

**【入札監理課主幹】**

はい。

**【伊藤委員長】**

技術的には可能なのでしょうかね。今のソフトができないだけで、やろうと思えば今の技術ではできそうな気がします。

ただ、それを応札者側にも示すのが良いのか悪いのか、すぐには判断しかねるところではあります。ただ、何人見たのかということが、入札制度の根幹に関わるような問題ではなさそうな気はしますが。たくさん見ているから敬遠しましょうとか、そういったことが起こるかは分かりませんよね。

他の電子閲覧をやっているような県では、閲覧者数が何らかの形で発注者や業者に分るとか、そういった仕組みをとってられるのか、とることによってメリット、デメリットがあるとかといった話は聞いたことがありますか。

**【入札監理課長】**

今のところ、聞いたことも見たこともありません。

**【入札監理課主幹】**

1つ懸念されるのは、応札者が1者だと分かれば、ライバルがないので高い金額で入札しても問題ないと思うといったことがあるかもしれません。

**【高野委員】**

工法の変更に伴って予定価格に変化はあったのでしょうか。

**【いわき建設事務所】**

吹付法枠工に変更することによりまして予定価格が約17%高くなっております。若干高い工事費となっておりますが、先程も申し上げたとおり1日も早く法面の安全を確保するということと施工性や施工期間を総合的に考慮しまして、そういった工法を採用したところでございます。

**【伊藤委員長】**

ほか、いかがでしょうか。

抽出案件全般についての御質問等でも構いません。

**【小堀委員】**

資料6-1の抽出案件一覧全体を見ていて教えていただければと思ったのですが、単価等の時点修正や適用単価世代を見直して再度入札公告を行ったという対応がいくらか見受けられたのですが、入札あるいは公告する段階で更新をかけておくべきものを更新せずに出していたのか、あるいはそういうものではなくて、何か更新をかけるタイミングが跨ってしまったのか、そういった所が分からなかったので教えていただければと思います。

**【入札監理課主幹】**

適用単価世代とは何月かに一回、労務単価や資材単価を更新しているのですが、最初に公告をしてから再度公告をするまでの間に単価が変わったときに、単価を時点修正するものでして、更新をしていなかったというものではございません。

**【高島委員】**

先程、技術者がいないから応札がないという話がありましたが、利益があまり出ないから仕事を取らないなどということになると、今度は品質確保法の方で発注者の責務、受注者の適正な利潤の確保というのがあります。ですから、もしも利益が出ないと考えて応札がゼロということであれば、そちらも何か対策を考えなければならないと思うのですが、逆に御意見を伺いたいです。

**【土木部次長】**

改正品確法のお話もございましたけれど、先程、応札者がなく不調だといったときの聞き取り条件の中で、例えば、仮設工といったものがあります。工事を施工するための準備的な工事なのですが、そういったものは現場によってかなり条件が違うので、条件が合わないというものがあれば、それは見直しをしてそれを反映させた上で工事価格、設計価格を設定していくという形もございまして、あるいは発注後に条件が変わること

が分かる場合もありますので、設計変更のガイドラインというものを設けているのですが、それに基づきながら必要な変更には応じていくということで、品質の確保に努めているところでございます。

**【伊藤委員長】**

ほか、いかがでしょうか。

ございませんでしたら、「各委員の意見交換」ですが、何かございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

私の方から1つお伺いしたいのですが、先週でしたか、土木部の設計価格の計算ミスがあつて各方面に御迷惑をお掛けしたという報道がありましたが、それはどういう原因で、その後どういう対策をとられるのか知りたいのですが。

**【技術管理課長】**

大変御迷惑をお掛けいたしました。

本工事は施工箇所が点在する工事でございますが、施工箇所が複数に点在している工事を1本にまとめて発注するというものでございます。施工箇所が複数ございますと、それぞれ発注することに比べまして、受注者側としましては技術者の配置や資機材の配置を効率的にできるということもございまして、入札不調対策につながるということで行っている工事なのですが、こちらの工事は、一つにまとめた際、1本1本の「現場に対応するような諸経費」は別個に考えていきたいと思います、会社の経費として使う一般管理費は1つの工事なのでまとめましょうということで、特殊な諸経費の計算をしているので、平成24年7月1日から積算方法について試行として運用していたところです。一昨年の平成29年10月1日に基準の改正がございまして、国も試行を行っていたのですが積算基準を正式に制定するというところで、県も国の基準に合わせた形で諸経費の算出方法も含めて改正を行ったところなのですが、その結果、諸経費の算出方法が変わり工事価格が低くなるようになりました。旧基準、試行の方が高いのですが、平成29年10月1日以降に改定した基準の方が低くなるという積算の方法に変わっているのに、それを旧基準のまま積算してしまったものがかなりの数出てしまいました。

内容としましては、改正のあった平成29年10月1日以降に発注した施工箇所が点在する工事は135件ありまして、そのうち諸経費の計算が間違っている工事が100件ございました。その100件のうち、本来の正しい金額よりも高く算出されたために最低制限価格に抵触して本来受注すべき業者が受注できなかったケースが10件確認されました。また、本来予定価格を超過しておりまして入札不調になるべき案件で契約したものが20件程で、これらの積算誤りで過大となる金額の合計が43件で1,368万1千円、過小となっている金額の合計が13件で約81万1千円です。

原因といたしましては平成29年10月1日の基準の改正について周知が徹底されていなかったことと、各事務所の方で情報の共有が著しく不足していたということがございました。そこで、これまでの対応といたしましては本来受注すべき業者と異なる業者

が受注した工事につきましては現在契約を継続して工事は進んでおりますので、本来受注すべき業者には謝罪と説明をさせていただきます、合意をいただいているところでございます。今回積算誤りで生じた過大な支出につきましては、受注業者に対して今動いているものについては変更契約で、完了しているものについては返金の方を、お願いの範囲でございますが、お願いして参るところでございます。また、過小となっている工事につきましても改めて県の方から不足分を受注者の方に支払うということで対応していきたいと考えております。

再発防止策でございますが、正しい積算方法についての通知を各事務所に再度発出するとともに、昨日、県内各事務所の所長を集めて臨時の出先機関長会議を開いて、再発防止を徹底しているところでございます。具体的には、全ての事務所でチェック体制を強化するという事で、当初設計作成時チェックリストを作って、これは施工箇所が点在する工事であることのチェックや諸経費の算出方法の基準に基づいてやっているかのチェックをするということと、また積算システムを使っておりますが、通常工事金額まで自動的に出るのですが、この工事は自動では計算できませんので、平成29年10月1日以降の適用単価世代のものにつきましては一般管理費等以下は出力しないようにして、注意喚起のメッセージも出すようにするという事を、3月5日から行っていきます。それから、基準改正時の周知の徹底と情報の共有化の検討についてということで、技術管理課と各建設事務所、各土木事務所で作る「検証対策検討会議」を立ち上げまして、平成29年度・30年度にも改正しているのですが、そのやり方、どういう風にやっていたのかについて検証しまして年度内に再発防止の対策案をとりまとめます。積算担当者及び検算担当者の積算能力の向上ということで、専門研修を行っているところなのですが、その中にこのことを組み込みまして、積算ミスのないような体制の強化をしっかりと図っていききたいと考えております。

#### 【伊藤委員長】

ある意味、入札制度の信頼を揺るがしかねないような問題なのではという印象もありますので、今後、再発の防止に御努力していただきたいと思えます。

ほかに、委員の皆様、何かございますか。

#### 【小堀委員】

事前にいただいた資料を確認して気づいた点がありまして、誤りなのかどうかの確認ですが、資料1-1の24ページと40ページの中で、同じ請負業者さんの地域が「県内」という表記と「県外」という表記になっているケースがありまして、奥山ボーリングという業者さんが24ページでは県内となっていて、40ページでは県外となっているのですが、誤りなのかどうか教えていただければと思えます。

#### 【入札監理課長】

大変失礼しました。県外の誤りです。

#### 【新城委員】

私も委員長おっしゃらなければ言おうと思っておりまして、今後の対策についてお聞きしたかったので、それにつきましては承知しました。あと1点、これは入札できなかった業者さんから分かったと新聞報道でありましたが、どんないきさつでこれが判明したのでしょうか。

**【技術監理課長】**

昨年12月25日に業者さんから諸経費の出し方について誤りがあったのではないかと指摘がありまして、それから判明しました。

**【新城委員】**

その業者さんは誤りがあったのではないかとということについて、何故判明したのか分かりますか。

**【技術管理課】**

積算基準の改定についてホームページにアップしていますので、業者さんもその積算方法の変更を分かっているはずですので、そこから話があったということです。

**【土木部次長】**

金額的には、3本で工事価格2千万円くらいの工事を1本に合せて6千万円くらいの工事において、基準改定前と後で違いが1.1%くらいです。1%くらいなんです。そうしますと、普通に入札行為を行っている中では、請差の中に紛れてしまうくらい、6千万円で60万円くらいの開きですので、予定価格が事後公表されて、これは少し違うのではないかとというのが本当に厳密に分かれば指摘につながるのではないかとというもので、1年2か月の間、我々も気が付きませんでしたし、業者さんの方からも昨年末まではおかしいという声は聞こえてこなかったのは、一般管理費率について今まで利用していたものと国が正規に規定したものととの差が微妙だったので、気が付きにくかったというのが実態ではないかと思っております。

**【新城委員】**

ありがとうございます。本当に、これだけアンテナを立てて、逆に、価格に対して非常に神経を皆さん使ってらっしゃるといえるのかなと思います。よろしくお願ひします。

**【伊藤委員長】**

発見した業者はそれだけ積算精度が高いということですよ。そうでなければ誤差程度の差を発見できないでしょうから。ただ、件数が1件、2件では絶対に分からなかったでしょうが、100件もあるとそんな傾向があるのではないかと推測が立つのではないかとはいえます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「その他」に移りますが、委員の皆様からございますか。

事務局の方からございますか。

**【総務部政策監】**

総務部政策監の須釜でございます。御時間をいただきまして一言御礼を述べさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は熱心な御審議本当にありがとうございました。

今回の抽出テーマである応札のなかった案件につきましては、何故応札者がいないのか、例えば、お話しいただきましたように、業者側の疑義ということにつきましても、表面上の疑義や本質的な疑義というのもございまして、応札しない理由ということも色々御意見をいただきましたが、技術者の不足でしたり、案件そのものを選んでいたり、入札そのものを知らないであるなど、構造的な課題、形式的な課題、それぞれあるかと思っておりますので、公平性等につきましては頑としながらも、さらに検討、検証を進めて参りますので、引き続き宜しくお願ひしたいと思います。

本日は現在の委員の皆様で御審議いただく最後の委員会となっております。

委員の皆様におかれましては、これまでも透明性・競争性・公正性・品質の確保を図りながら、地元業者の受注機会などにも配慮した、より良い入札制度の構築のために御審議、御助言をいただいて参りましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

齋藤委員、佐藤委員、橘委員におかれましては、今期をもって退任されますことを、皆様方に報告させていただきます。3名の皆様におかれましては、これまで本県の入札・契約行政等に多大な御協力をいただきました。本当にありがとうございました。

また、来期も引き続き御就任いただけます委員の皆様におかれましては、今後とも引き続きお力添えいただけますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

今、政策監からお話がありましたとおり、今年度は、本日が最終の監視委員会ということで、今御紹介された3名の方は今期をもって委員を御退任されるということでございます。

最後でございますので、御退任される委員の皆様から一言ずつ御挨拶をお願いできたらと思ひます。

それではまず、齋藤委員からお願いいたします。

**【齋藤委員】**

(挨拶)

**【伊藤委員長】**

次に、佐藤委員お願いいたします。

【佐藤委員】

(挨拶)

【伊藤委員長】

最後に、橘委員お願いします。

【橘委員】

(挨拶)

【伊藤委員長】

3名の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、私からは以上ですので、事務局にお返しします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第71回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。